

## 吹田市立図書館バナー広告募集要項

### 1 目的

吹田市立図書館ホームページ（以下「図書館 HP」という。）に民間企業等の広告を掲載することで、市の自主財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、吹田市広告掲載要領、吹田市広告掲載基準及び吹田市立図書館広告掲載取扱要領（以下「取扱要領」という。）に基づき、バナー広告枠を設置し、次のとおり募集します。

### 2 募集ページ・募集枠数・料金

掲載ページ（掲載箇所）	募集枠	掲載料金 （1 枠 1 か月）
A. 図書館 HP トップページ（ページ下部） <a href="https://www.lib.suita.osaka.jp/">https://www.lib.suita.osaka.jp/</a>	制限なし	3,000 円
B. 図書館 HP 詳細蔵書検索ページ（ページ上部） <a href="https://www.lib.suita.osaka.jp/winj/opac/search-detail.do?lang=ja">https://www.lib.suita.osaka.jp/winj/opac/search-detail.do?lang=ja</a>	6	8,000 円

アクセス件数（令和 3 年度実績、バナー広告へのアクセス件数を保証するものではありません。）

掲載ページ	アクセス件数（1 か月あたり）
図書館 HP トップページ <a href="https://www.lib.suita.osaka.jp/">https://www.lib.suita.osaka.jp/</a>	約 165,000 件
図書館 HP 詳細蔵書検索ページ <a href="https://www.lib.suita.osaka.jp/winj/opac/search-detail.do?lang=ja">https://www.lib.suita.osaka.jp/winj/opac/search-detail.do?lang=ja</a>	約 685,000 件

### 3 広告掲載期間

- （1） 広告掲載期間は令和 5 年 4 月 1 日（土）から令和 6 年 3 月 31 日（日）までとし、原則として 1 か月単位とします。連続した複数月の一括申込みもできます。掲載開始日は各月 1 日とし、同月末日までを 1 か月単位とします
- （2） A は、掲載開始日の正午までに掲載を始め、掲載終了日の午後 6 時に掲載を終了します。
- （3） B は、掲載開始日に指定した日の 3 日前から前日までの間のいずれか作業可能な日から掲載を始め、掲載終了日に指定した日の翌日から 3 日後までの間のいずれか作業可能な日をもって終了します。

（例）4 月～5 月までの 2 か月を申し込まれた場合

掲載開始日：3 月 29 日～31 日までの間のいずれか作業可能な日

掲載終了日：6 月 1 日～3 日までの間のいずれか作業可能な日

- （4） メンテナンス等によりホームページを停止・閉鎖する間も掲載期間に含まれます。

### 4 バナー広告の規格

- （1） サイズ ページ A：縦 80×横 180 ピクセル  
ページ B：縦 60×横 120 ピクセル
- （2） ファイル形式 GIF（アニメ不可）または JPEG
- （3） データ容量（1 枠あたり） 4KB 以内
- （4） 利用者が図書館 HP のコンテンツの一部であると混同しない表現。
- （5） 連続した複数枠を使用することもできます。ただし、応募多数で抽選の場合は 1 枠までとします。

## 5 広告掲載できないもの

取扱要領第4条に該当する広告や市税等滞納者の広告は掲載できません。

## 6 募集期間

- (1) 令和5年3月10日(金)からの受付とします。掲載開始希望月の前月10日(必着)まで(4月分は3月17日まで)にお申し込みください。3月10日以前に届いた申込書については、すべて3月10日付の受付分としての取扱いとします。
- (2) 申込み順に審査及び広告掲載の決定を行います。申込み順は、受付日単位とし、同日に複数の申込みがあった場合は、第9項の決定方法に基づき決定します。

## 7 必要な書類

### (1) 吹田市立図書館広告掲載申込書兼誓約書

住所が吹田市内の場合は「市税の納付状況調査に関する申告及び同意」欄にも御記入ください。

### (2) 広告内容(バナー広告のイメージ)

### (3) 事業内容等の概要がわかる資料(会社概要等)

### (4) 法人市民税納税証明書(法人の場合)または市府民税納税証明書(個人の場合)

提出日以前、3か月以内に発行された直近分の納税証明書(コピー可)が必要です。非課税の場合は、課税証明書(直近3年間分)を提出してください。住所が吹田市内の場合は提出不要です。

## 8 申込方法

- (1) 図書館HPから、「吹田市立図書館広告掲載申込書兼誓約書」をダウンロードし記入・押印のうえ、広告内容と事業内容等の概要がわかる資料を添付して、第15項の問合せ先まで郵送にてお申し込みください。申込書は1枚につき1件です。
- (2) 吹田市立中央図書館において、広告掲載可否に関して取扱要領第5条に基づき審査し、その結果を文書で通知します。
- (3) 広告掲載にあたっては、広告掲載決定者と吹田市は契約を締結するものとします。
- (4) 1事業者につき、同掲載期間、同ページでの申込みは1件までとします(別ページでの申込みは可)。
- (5) 掲載決定後の手続きについては、掲載決定通知書に記載します。
- (6) 申込みにあたっては、以下の要領等を熟読してください。

「吹田市広告掲載要領」「吹田市広告掲載基準」「吹田市立図書館広告掲載取扱要領」

## 9 広告掲載の決定方法

- (1) ページBへの応募多数の場合、第8項第2号の審査で判断ができなければ、抽選にて決定します(抽選の日程については対象者にのみ通知します)。ページAは抽選を行いません。
- (2) 掲載の並びは、広告掲載事業者の中から応募日順に左から右とします。抽選の場合は、引当番号順になります。いずれの場合も掲載箇所の指定はできません。

## 10 広告掲載料

規定の掲載料を契約全期分一括前納とし、指定された期日までに吹田市指定の納付書により納付してください。納付済みの掲載料は返還いたしません。

### 11 掲載期間の延長

当初指定した掲載終了日の同月10日(必着)までに、所定の用紙で郵送にてお申し込みください。延長可能期限は令和6年3月31日(日)までです。延長の可否を文書で通知します。空きのある別枠に振替えての延長も可能です。

## 1 2 リンク先及び掲載内容等の変更

リンク先の URL の変更については、変更希望月の前月 10 日（必着）までに所定の用紙で郵送にてお申し込みください。掲載内容等その他の変更については相談に応じます。ただし、内容によっては受付できない場合があります。

## 1 3 掲載の取消し

広告掲載事業者が取扱要領第 4 条の規定に該当すると判明した場合は、広告掲載期間中であっても掲載を取り消します。

## 1 4 その他

- (1) 広告掲載事業者は広告の内容等掲載した広告に関する一切の責任を負うものとします。
- (2) 第三者から広告に関して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告掲載事業者の責任及び負担において解決するものとします。

## 1 5 お問い合わせ先

吹田市立中央図書館 総務・企画グループ 資料管理担当

住所：〒564-0072 吹田市出口町 18-9

電話：06-6387-0072（受付時間：平日午前 10 時～午後 6 時）

FAX：06-6339-7144

E-mail：toiawase@lib.suita.osaka.jp（件名を「図書館バナー広告の件」としてください。）